

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり (長久手市DV防止基本計画)

5-1 暴力を許さない社会づくり

男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。しかしそうした暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られた中での問題であると考えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

男女共同参画の実現を阻むDV等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。本市では学生など若い世代が多くなっています。デートDV¹²など、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

重点課題① DVの防止の推進

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
62	広報紙・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます	○女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)にあわせた広報	子育て支援課
63	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます	○青少年健全育成活動としての市内巡視パトロール、非行防止のための啓発活動の実施	生涯学習課
64	広報紙・ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識を啓発していきます	○児童虐待防止推進月間(11月)にあわせた広報	子育て支援課
65	すぐに対応できる相談体制と、児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	子育て支援課

¹² デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

5-2 安心して相談できる体制づくり

2007年（平成19年）のDV防止法の改正に伴い、市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができるようになるなど、配偶者の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高くなく、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。

重点課題① 相談窓口の周知

DVに関する相談窓口や支援情報について、外国人も含め広く市民に周知します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
66	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課
67	外国人へ相談窓口を周知していきます	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題② 相談体制の充実

より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。また、各関係機関が情報を共有し、相談体制を確立します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
68	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
69	DVの二次被害 ¹³ を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課

¹³ 二次被害

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
70	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークシステムづくり	福祉課
71	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関のネットワークの強化に取り組んでいきます	○関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	子育て支援課 関係各課

5-3 自立への支援

DVの深刻化を防ぐためには、早期発見と、被害者の適切な保護、安全確保を図ることが重要です。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援が求められます。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう体制の整備に努める必要があります。

重点課題① 早期発見体制の整備

通報義務の周知徹底により、DV被害などの早期発見体制を整備します。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
72	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子育て支援課 健康推進課 教育総務課

重点課題② 保護体制の充実

関係機関と連携し、DV被害者などの保護に努めます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
73	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子育て支援課

重点課題③ 生活再建に向けた支援の実施

被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、必要な情報提供や支援に取り組みます。

NO.	取組内容	今後の方向性	担当課
74	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます	<ul style="list-style-type: none"> ○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知 	子育て支援課

「基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり」の達成に向けて

◇ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成24年度)	目標値 (平成29年度)	担当課
1	DV防止に関する情報提供・媒体数	3種/年	5種/年	子育て支援課
2	DV経験のある市民の割合	7.9%	0.0%	子育て支援課
3	DVに関する相談窓口の認知度	68.7%	80.0%	子育て支援課

◇ 市民の役割

市民

- DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- 暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。